

## 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画について

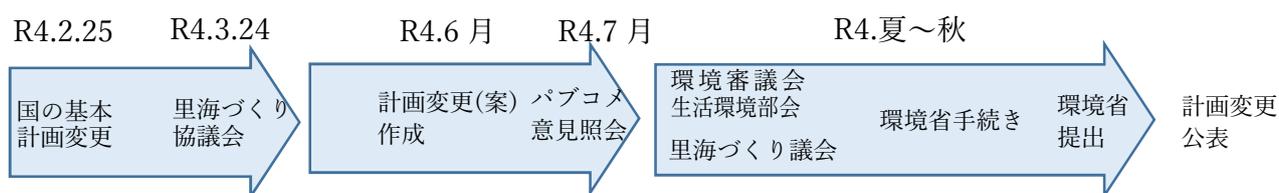
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、政府は瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画を策定し、関係府県知事は基本計画に基づき各府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画を定めることとされている。瀬戸内海の環境保全に関する香川県計画は、昭和 56 年の策定以降、基本計画や水質総量削減計画の見直しにより変更が行われてきた。

現行の瀬戸内海の環境保全に関する香川県計画については、平成 27 年 10 月に改正した瀬戸内海環境保全特別措置法【里海づくりの理念を取り入れ、瀬戸内海の有する多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな海」とする考え方を明確化】を受け、平成 28 年 10 月に、かがわ『里海』づくりビジョンを計画の中に組み入れ、「里海づくり」と一体となった取組みの推進ができる計画として策定した。

その後、令和 3 年 6 月の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正及び令和 4 年 2 月の瀬戸内海環境保全基本計画の変更により、栄養塩類の管理や藻場・干潟等の保全・再生・創出といった「里海づくり」を推奨すること及び気候変動や海洋プラスチックごみ等の課題については、内陸域も含む瀬戸内海地域全体で連携した取組みを推進することが盛り込まれた。このことを受け、現在の香川県計画についても、国の基本計画の変更を踏まえた変更を今後実施する。

### (1) スケジュール

令和 4 年 2 月 25 日の国の基本計画変更を受け、7 月にパブリックコメント・市町意見照会等、その後、香川県環境審議会生活環境部会及び香川県の湾灘協議会に位置付けている里海づくり協議会での審議、環境省との協議を経て令和 4 年度中に変更を行う。



(2) 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画の変更概要について

下図に、香川県計画の構成に国の基本計画の変更を踏まえて追加となる項目を赤字で標記した。その他、現計画のそれぞれの項目についても香川県計画の点検結果や国の基本計画の変更を踏まえた変更を行う。

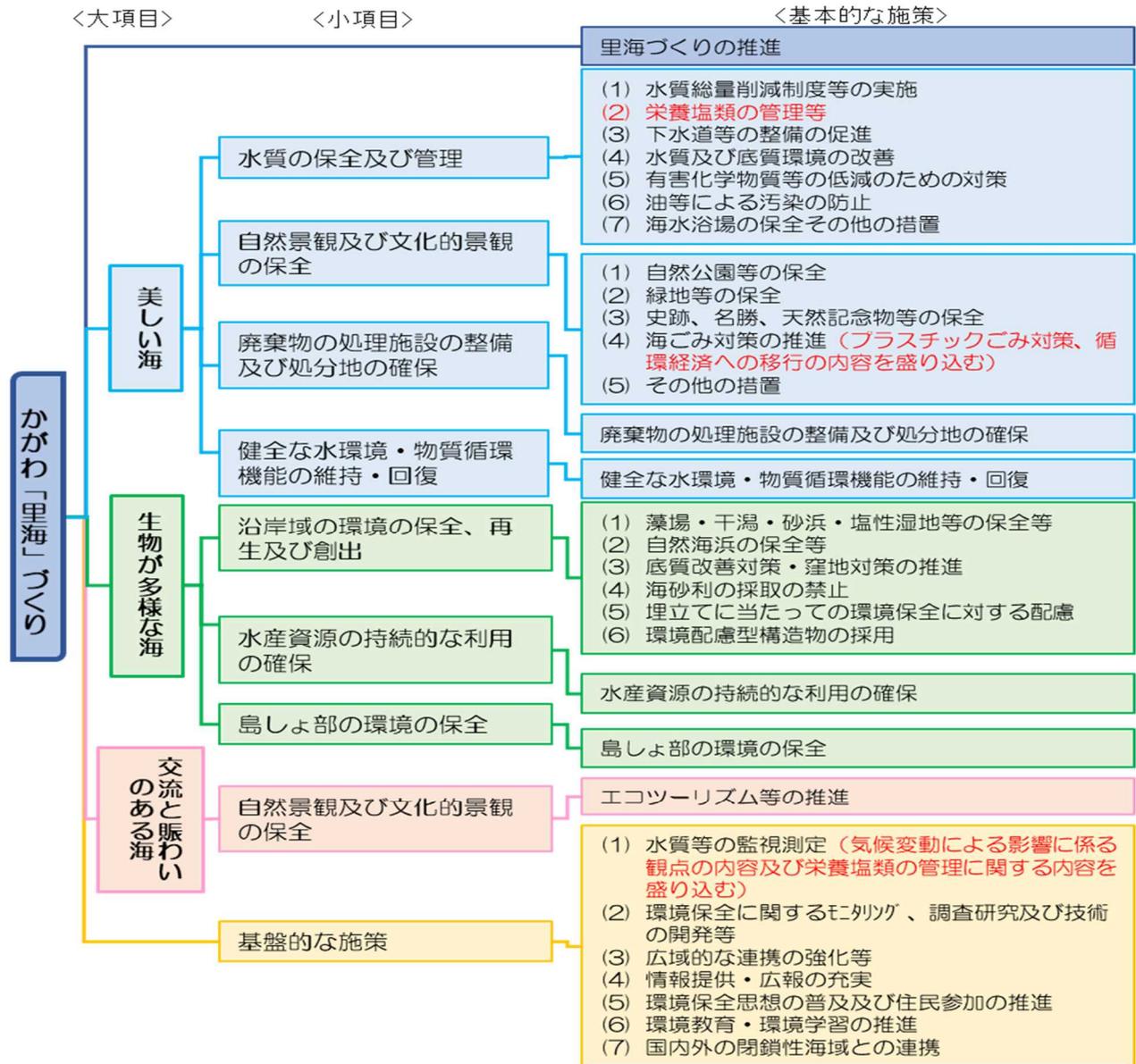


図 香川県計画の構成